

平成28年度予算の中の人件費内訳

区 分	人 数	報酬・給料・手当・賃金の合計	給与等の支払者が負担する 社会保険料など
議会議員	10人	2,981万円	851万円
議員以外の非常勤特別職	349人	1,905万円	73万円
消防団員	47人	308万円	125万円
常勤特別職・一般職	116人	6億6,825万円	2億1,594万円
消防職員	14人	8,276万円	2,647万円
準職員	3人	1,273万円	469万円
臨時職員	40人	8,952万円	1,397万円
パート職員		2,431万円	117万円
合 計		9億2,951万円	2億7,273万円
総 額		12億224万円	

人数は、採用・任命・委嘱の見込みを含んだ数値です。実際の人数とは異なります。

非常勤特別職には、農業委員、教育委員などのほか各種審議会等の委員を含みます。

常勤特別職は、町長及び副町長のことです。

一般職は、教育長、医師、医療技術者、看護師、事務職、技師、保健師、保育士、管理栄養士、司書、調理師、社会福祉士、介護支援専門員などの常勤の職員のこと、再任用職員を含んでいます。

準職員は、恒常的な職に継続して雇用される臨時職員のことです。

臨時職員は、臨時的に雇用されている職員のことです。

パート職員は、臨時職員のうち短期間又は短時間の勤務となる職員のことです。

第1回町議会定例会

平成28年3月4日（金）から18日（金）まで開催された第1回定例会の主な内容についてお知らせします。（議案27件、報告1件、発議1件）

【条例制定】

行政不服審査法の全部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

内容：住民が行政に対し、処分の見直しを求める際の手続きを定める法律の改正がおこなわれたため、関係する条例の整備をおこなうもの。

審理・裁決の公正性を向上するため、処分に関与していない行政の職員が審理をおこなう審理員制度、第三者機関（行政不服審査会）の設置、審査請求人の権利拡充、手続きの一元化、審査請求をすることができる期間を3ヶ月に延長（現行60日）することなどが規定されました。

和寒町省スペース型賃貸住宅建設促進条例

内容：町内に住所を有する個人または法人が町内施工業者により建設する、1棟4戸以上の賃貸住宅建設費の1/2以内（1戸あたり500万円限度）を補助するもの。

【条例改正】

和寒町奨学資金貸付条例の一部改正

内容：ふるさと生活応援事業（返還の減免）の創設。

貸付終了後、返還期限内に町内に住所を有して居住している（する）方に対し、返還基本額の1/2（医師免許取得者で、在住または町内の事業所で常勤医師として就労する場合は全額）を減免する。



【一般会計補正予算】

☆情報セキュリティ強化対策事業に係る増額補正 3,010万円

●担い手確保・経営強化支援事業に係る増額補正 1,245万円

☆南瓜の里「和寒町」ペポカボチャプロジェクト 1,756万円

☆小説の舞台「塩狩峠」を核とした観光振興事業 1,333万円

地方創生加速化交付金事業

（☆は繰越明許費 平成28年度事業実施）



※平成28年度執行方針および当初予算は、2ページから7ページに掲載しています。